

## 広島県グリーン購入方針の主な改正点

分野	品目	品目の追加・削除，判断基準の見直し等
紙類		・古紙及び古紙パルプ配合率の定義を記載
	コピー用紙	・総合評価指標において竹パルプを間伐材等として位置づけ ・古紙の定義等の記載に伴う1年間の経過措置の設定
	塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙	
文具類		・古紙及び古紙パルプ配合率の定義を記載
オフィス家具等		・古紙及び古紙パルプ配合率の定義を記載
OA 機器	コピー機	・国際エネルギースタープログラムの改定に伴う見直し (Ver2.0) (新基準の適用については1年間の経過措置を設定) ・使用される用紙に係る条件を記載
	複合機	
	拡張性のあるデジタルコピー機	
	プリンタ	
	プリンタ/ファクシミリ兼用機	・国際エネルギースタープログラムの改定に伴う見直し (Ver2.0) (新基準の適用については1年間の経過措置を設定)
	ファクシミリ スキャナ	
	ディスプレイ	・国際エネルギースタープログラムの改定に伴う見直し (Ver2.0)
	プロジェクタ	・水銀ランプの回収システムに係る経過措置の終了
家電製品	電気冷蔵庫	・エネルギー消費効率に係る経過措置の適用を，定格内容積 350 ℓ以下から 250 ℓ以下に修正 (☆☆で可) ・定格内容積 250 ℓ超 400 ℓ以下の製品について，エネルギー消費効率に係る経過措置を延長 (☆☆☆で可)
	電気冷凍庫	
	電気冷凍冷蔵庫	
	電気便座	・瞬間式の温水洗浄便座のうち，タイマー方式等の公共向け製品について，エネルギー消費効率に係る経過措置を延長 (☆☆☆で可) ・暖房便座，温水洗浄便座 (貯湯式) について，エネルギー消費効率に係る経過措置を延長 (☆☆で可)
温水器等	ヒートポンプ式電気給湯器	・省エネ法トップランナー基準の設定に伴う見直し
照明	蛍光灯照明器具	・家庭用蛍光灯照明器具に係るエネルギー消費効率の経過措置の終了
	LED 照明器具	・引用 J I S に係る備考の修正等
	蛍光ランプ (直管型 大きさの区分 40 型蛍光ランプ)	・品目名称を修正「蛍光ランプ (大きさの区分 40 型直管蛍光ランプ)」に修正 ・H f ランプについてエネルギー消費効率，水銀封入量，寿命等の基準値を設定 ・引用 J I S に係る備考の修正 ・水銀封入量の基準値を見直し (10m g → 5 m g)
	電球形状のランプ	・「LED ランプ」を「電球型 LED ランプ」に変更 ・電球型蛍光ランプの水銀封入量の基準値を見直し (5 m g → 4 m g)
自動車等	自動車	・E10 の利用について，備考に追記
	自動車専用タイヤ更生	・J I S 規格適合品が判断の基準を満たす旨備考に記載

設備	太陽熱利用システム	・瞬時集熱効率の文言修正
	節水機器	・ J I S 規格適合品が判断の基準を満たす旨等を備考に記載
公共工事	高炉スラグ骨材	・ J I S 規格適合品が判断の基準を満たす旨備考に記載
	フェロニッケルスラグ骨材	
	銅スラグ骨材	
	電気炉酸化スラグ骨材	
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
	鉄鋼スラグ混入路盤材	
	透水性コンクリート	
	高日射反射率塗料	・日射反射率保持率に係る経過措置の延長
	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	・ J I S 規格適合品が判断の基準を満たす旨備考に記載
	照明制御システム	・ L E D 照明器具を対象に追加
役務	会議運営	・「会議運営」を特定調達品目として追加